

## 平成25年三条地域水道用水供給企業団議会第1回定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成25年2月26日（火）午後3時55分開議

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 報告
- 第4. 議第1号及び議第2号  
以上2件一括上程

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1.

会議録署名議員の指名

日程第2.

会期の決定

日程第3.

報告

日程第4.

議第1号 三条地域水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部改正について

議第2号 平成25年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算

---

### 出席議員 15名

1番	下村 喜作 君	2番	佐藤 和雄 君	3番	鶴巻 俊樹 君
4番	吉田進一郎 君	5番	藤田 博史 君	6番	山田 富義 君
7番	小林 誠 君	8番	野崎 正志 君	9番	亀山 重光 君
10番	茂岡明与司 君	11番	関 龍雄 君	12番	佐野正三良 君
13番	池井 豊 君	14番	川口與志郎 君	15番	有川りえ子 君

---

### 欠席議員 なし

---

### 説明のための出席者

企業長	三 条 市 長	國定 勇人 君
副企業長	田 上 町 長	佐藤 邦義 君
参 与	三 条 市 副 市 長	吉田 實 君
併任職員	三 条 市 水 道 局 長	川瀬 哲郎 君
併任職員	田上町地域整備課長	土田 覚 君
事務局	事 務 局 長	渡辺 健 君
〃	庶 務 次 長	栗山 貴行 君
〃	工 務 次 長	猪熊 敏行 君

## 会議事務に従事した事務局職員

庶務会計係長 佐藤 誠 君  
主 任 坂井 貴樹 君

—————\* = \* = \* = \* = \* = \*—————

午後 3 時 5 5 分 開会及び開議

議長（佐藤和雄君）

ただいまから平成 25 年三条地域水道用水供給企業団議会第 1 回定例会を開会いたします。  
出席全員であります。

議長（佐藤和雄君）

これより本日の会議を開きます。  
議事日程を報告いたします。  
本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号によって行います。  
直ちに議事に入ります。

—————\* = \* = \* = \* = \* = \*—————

### 日程第 1. 会議録署名議員の指名

議長（佐藤和雄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 67 条の規定により、  
8 番 野 崎 正 志さん  
15 番 有 川 りえ子さん  
を指名いたします。

—————\* = \* = \* = \* = \* = \*—————

### 日程第 2. 会期の決定

議長（佐藤和雄君）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤和雄君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

—————\* = \* = \* = \* = \* = \*—————

### 日程第 3. 報告

議長（佐藤和雄君）

日程第 3、報告。  
報告は、監査報告についてであります。監査委員から、平成 24 年 6 月分から 12 月分までの例月出納検査の結果の報告がありましたので、あらかじめその写しをお手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

—————\* = \* = \* = \* = \* = \*—————

#### 日程第4. 議第1号及び議第2号の 以上2件一括議題

議長（佐藤和雄君）

日程第4、議第1号及び議第2号の以上2件一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。企業長。

企業長（國定勇人君）

ただいま御上程をいただきました議第1号、議第2号につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、議第1号 三条地域水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部改正についてであります。

改正の趣旨は、現在構成市町におけます出資割合と供給量の割合に差異があるため、供給単価に差が生じていることから、その状態の是正をある程度図るため、所要の改正を行うものでございます。

内容としましては、第3条の給水料金中、基本料金は現行の81円を75円に、使用料金につきましては、年間基本受水量までは現行の15円を21円20銭に、超過分は現行の119円を103円にそれぞれ改めるものであります。

施行期日は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第2号 平成25年度水道用水供給事業会計予算についてであります。

初めに、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額における収入は、水道事業収益として11億3,596万5,000円、うち営業収益11億1,488万円、営業外収益2,108万5,000円であります。また、支出は、水道事業費用として12億3,279万2,000円、うち営業費用9億5,409万7,000円、営業外費用2億7,769万5,000円、予備費100万円であります。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額における収入は、資本的収入として13億7,781万5,000円、うち企業債11億8,370万円、出資金1億9,411万5,000円であります。

また、支出は、資本的支出として20億656万7,000円、うち建設改良費5億6,653万6,000円、企業債償還金14億4,003万1,000円であります。

なお、詳細につきましては、先ほどの議員協議会で御説明申し上げたとおりでございますので、よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（佐藤和雄君）

これより質疑を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終了したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤和雄君）

御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を終了いたしました。

議長（佐藤和雄君）

その場でしばらく休憩いたします。

午後 4 時 0 0 分 休憩

午後 4 時 0 1 分 再開

議長（佐藤和雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、最初に 9 番、亀山重光さんに発言を許します。9 番。

9 番（亀山重光君）

私は、この議第 1 号、水道用水供給条例の一部改正についてと、それに伴います水道用水供給事業会計予算について、反対の立場でございます。

まず、議員協議会の中でもるる質問させていただきましたが、今回の条例の一部改正は企業長もおっしゃるように格差是正が主な理由だということでもあります。格差是正になりますので、当然各自治体によっては利害が対立する問題であります。この問題については、広域行政、一部事務組合の関係では法的に問題はないとおっしゃいますが、これについてはきちんと合意を得た上で議会に上程をするべきであるというふうに考えております。その意味からも、今回の条例の改正案については反対をするものであります。

もう一点につきましては、先ほどお話がありました、これについてはかつては小池加茂市長も認めていたという話で、24 年 2 月の参与会でもそのようなことで皆さんと合意していたということですから、話し合いの余地が全くないということではないと思います。私は、これまでのお話を聞きまして、加茂市長のこれまでの行動等につきましては決して賛同するものではありませんが、広域行政、一部事務組合の運営につきまして参与会でまとまらないものをこの議会に提案する、そして議会に責任を預けるということにはあってはならないと思いますし、この水道企業団の今後の運営においても汚点を残すということになりかねませんので、この議第 1 号並びに議第 2 号については反対いたします。

---

議長（佐藤和雄君）

次に、1 番、下村喜作さんに発言を許します。1 番。

1 番（下村喜作君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、議第 1 号及び議第 2 号に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

初めに、議第 1 号の水道用水供給条例の一部改正についてであります。本案は、企業団を構成する各団体の供給単価に大幅な格差が生じていることから、この格差を少しでも是正するため、基本料金と使用料金を改正するというものであります。このように各団体の供給単価に格差が生じることとなった背景等については、各市町につくる調整池の整備状況の違いにより、権利水量に対する使用水量が内輪におさまっている三条市と、権利水量以上に受水している加茂市、田上町との間で、出資割合と使用量割合のバランスに差異が生じてきたことが要因とのことであります。確かに加茂市と田上町には計画どおり調整池がつけられ、計画上の全量を受水することが可能となったわけですから、それを有効活用されることには全く異論はありませんし、むしろ企業団の給水収益の増加にもつながってきたわけであります。しかし、平成 13 年度に改定され、現在に至っております現料金体系のままでは、供給単価に大幅な格差が生じ続けることも事実としてあるわけであります。

この企業団は、水道水の安定供給に関する事務を共同処理する一部事務組合でありますので、これを構成する三条市、加茂市、田上町は同じ権利と義務を享有する関係にあるわけで

あります。つまり、企業団でつくられる同じ水を同じように供給する、こういった関係にあるわけですが、結果的に三条市だけ非常に高い供給単価となっている現状を見ると、やはり公正妥当な料金とは言えないと思いますし、それを少しでも是正するため基本料金と使用料金の経費配分を見直したいとする今回の改正は、まことに時宜を得た提案であるという理由で、原案に賛成いたします。

なお、三条市が加茂市と田上町に比べて高くなっているのは、三条市の都合によるものとの指摘もありますが、今の使用水量としているのは必ずしも三条市の都合ばかりではなく、加茂市、田上町の要望を受け入れるとともに、その時その時の状況判断により、企業団の給水料金の値上げを回避するためという部分もあるわけです。まして今の浄水施設で水利権以上の水をつくり、その分を三条市が受水すればいいという意見は、水利権を無視した乱暴な考え方と言わざるを得ません。

「水道は、私たちの生活において、ひと時も欠くことのできない大切なものです」、これは「三条地域を支える水道」という企業団のパンフレットの最初に書いてある文言ですが、まさにそのとおりであります。今後も三条市、加茂市、田上町が互いに最大限協力し合いながら、より安心して使用できる水道水の確保と安定供給に努められますよう要望いたします。

次に、議第2号の平成25年度予算についてであります。本予算案は、議第1号の内容に基づく給水収益のほか、安心安全な水を一年を通して安定的に供給していく上で必要となる経費が計上されておりますが、それぞれ適切に見積もられたものと認められますので、原案に賛成いたします。

なお、企業団の経営面のことで一言申し上げれば、25年度も依然として企業債の償還ピークにあることに加え、福島原発事故に起因する経費負担などもあり、非常に厳しい経営が強いられると思いますが、今までどおり企業努力に努めるとともに、健全経営を堅持されますよう要望いたします。

以上、全議員の御賛同をお願い申し上げ、討論を終わります。

---

議長（佐藤和雄君）

次に、10番、茂岡明与司さんに発言を許します。10番。

10番（茂岡明与司君）

今定例会に提出の議第1号、議第2号について、反対の立場で討論を行います。

そもそもこの企業団は、三条市、加茂市、田上町の3市町の合意形成でなされてきたわけでありまして、当初から設立についてはそれぞれの規模、立場等が違う観点から、条例等も慎重に検討してきたというふうに聞いております。条例につきましては、この企業団においては憲法、そういったものに値するものだと思っております。その中で、特にこの改正案については、それぞれの市町においてプラス・マイナスが生じる点があるわけでありまして、加茂市長においては、いわゆる待ったをかけた状態ではありますが、経過については先ほどいろいろ伺ってきたところでもあります。しかしながら、やはり一市において不都合なんだ、消費税が上がるから大変なのでちょっと待ってくれというようなことで、内容を見てみるとそういうことになろうかと思いますが、そうした中で順々にやってきたんだから、もうこれでいいんだというやり方はいかなものなのかというふうに感じております。

これらについては、3市町の憲法を改正するわけでありまして、より慎重に考えて——当初慎重に考えたものを改正するわけでありまして、受水量によって変更する形になりますと、しょっちゅう改定をしなければならぬ状況になるわけでありまして、そういった意

味からいたしましても、より慎重にしていきたいと思っております。

これを通したら当面財政が有利になるという特に大きな要素はないわけでありますので、今年度内容を決めたからという形で実行するのは尚早ではないかと感じております。特に加茂市においては、消費税に上乗せして負担率を上げることになるわけであります。また、消費税も追って10%に上がるわけでありますので、市民にとっては急激に負担がふえるわけです。やはり困っている市に対しては、それなりの配慮があってもいいのではないかというふうに感じます。

我々は議員であります。どうか企業団におかれましては、そういった意味で3市町が友好に運営していけるよう改正を控えていただきたいということを願いながら、その意味をもちまして反対いたします。

---

議長（佐藤和雄君）

次に、11番、関龍雄さんに発言を許します。11番。

11番（関 龍雄君）

議第1号、議第2号に反対の討論を行います。

理由は、企業団は非常にいい関係でずっとやってきたわけでありまして、その中において施設整備等においてもそれぞれ構成団体の都合によって先行するところ、後からやるところといういろいろ出てきたわけであります。今回の経費の見直しは、平成13年度にそういうアンバランスのために余剰する水と、それから不足する水ができたというような、あるいは受け入れ可能な量がふえたということを含めて決めた単価であるわけでありますが、それを単に自治体ごとに価格差があるということだけで、企業団全体の経営に関係なく改正をしようというものであります。

今の価格差が適正かどうかということについては、私はここで特に申し上げないつもりでありますけれども、少なくとも利害が絡んでくるような価格変更については、やはり円満を第一に運用すべきであるというふうに考えております。そういう意味で——首をひねっている人もいますが、今回の問題については企業努力と、それから事務局の努力というものを含めて、私は結果的にまだ足りなかったのではないかというふうに考えているところであります。したがって、今回の提案はまだまだ努力不足だということを含めて反対いたします。

---

議長（佐藤和雄君）

最後に、12番、佐野正三良さんに発言を許します。12番。

12番（佐野正三良君）

今回の議第1号、議第2号について反対討論をさせていただきます。

加茂市民としては542万7,000円、料金としては2円48銭の値上げであります。三条市は1円下がる。たかが1円だという発言に対しては、たかが1円、されど1円という言葉もございまして、田上は2円75銭上がるということで、よその町のことは言いませんけれども、加茂市としてはなぜ今なのかということを考えますと、来年消費税が5%から8%に、また再来年にはもう2%ということもありますので、なぜ今ここで2%の値上げが必要なのかということで、うちの副企業長としては反対ということできょうは出席されておられません、その辺の加茂市民に対する責任ということで抗議の態度を示したというふうに思っております。

しかし、議会で議決すれば半分議会の責任ということにもなりますので、今回加茂市民の

立場から言いますと、この値上げというのは——値上げといいですか、不均衡の是正、それから供給格差の見直しという議案でありますので、今後ずっと続く問題でございますし、お互いの市町にとっては大きな問題でございますので、今後加茂市、田上町、三条市がしっかり円満な方向で持って行っていただきたいということを願いながら、今回加茂市としては反対とさせていただきます。

以上であります。

議長（佐藤和雄君）

以上で討論を終了いたしました。

---

議長（佐藤和雄君）

これより採決を行います。

最初に、議第1号について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案につきましては、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤和雄君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

議長（佐藤和雄君）

次に、議第2号について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案につきましては、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤和雄君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

—————\* = \* = \* = \* = \* = \* = \*—————

議長（佐藤和雄君）

以上で提出事件のすべてを議了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、第1回定例会を閉会いたします。

午後4時23分 閉会

以上、会議の次第を記載し、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

三条地域水道用水供給企業団議会

議 長

署名議員

署名議員